

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 10 月 23 日 (金) 第 152 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の表示の変更 (※) (自然保護課取扱い) 1
- 鳥獣保護区の存続期間の更新 (※) (自然保護課取扱い) 1
- 休猟区の指定 (※) (自然保護課取扱い) 2
- 特定猟具使用禁止区域の指定 (※) (自然保護課取扱い) 2

## 告 示

### 鹿児島県告示第931号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新し、その区域の表示を同表の中欄に掲げるとおり変更する。

令和 2 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
大塚山公園鳥獣保護区（平成2年10月12日鹿児島県告示第1741号をもって設定）	鹿屋市串良町大塚原字上大塚原地内における鹿屋市農道大山街道大塚山線と鹿屋市農道大塚山1号線との交点を起点とし、同点から同農道を同農道と鹿屋市（旧串良町）民有林19林班カ準林班とキ準林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同民有林19林班カ準林班1小班、48小班及び同林班キ準林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から鹿屋市串良町有里字上大塚原2918番1と同市串良町有里字宝珠ヶ鼻2868番1、2869番及び同市串良町有里字上大塚原2918番3との境界線を同市串良町有里字上大塚原2918番1、2918番3及び2959番の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同市串良町有里字上大塚原2918番3と同市串良町有里字上大塚原2959番及び2960番1との境界線を同市串良町有里字上大塚原2918番3から鹿屋市道大塚原富ヶ尾線に通ずる山道（通称若宮神社参道）との交点方向へ進み同点に至り、同点から同山道を同山道と鹿屋市道大塚原富ヶ尾線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿屋市農道大山街道大塚山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 2 年 11 月 1 日 から令和 12 年 10 月 31 日まで

### 鹿児島県告示第932号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

令和 2 年 10 月 23 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

名 称	存 続 期 間
野間岬鳥獣保護区（平成22年10月29日鹿児島県告示第2646号をもって設定）	令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
忠元鳥獣保護区（昭和45年10月31日鹿児島県告示第1118号の7をもって設定）	令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
城山公園鳥獣保護区（昭和55年10月17日鹿児島県告示第1481号をもって設定）	令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
大瀬海岸鳥獣保護区（平成2年10月12日鹿児島県告示第1741号をもって設定）	令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
節子小中学校鳥獣保護区（昭和55年10月17日鹿児島県告示第1481号をもって設定）	令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
犬田布鳥獣保護区（昭和55年10月17日鹿児島県告示第1481号をもって設定）	令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
馬毛島鳥獣保護区（昭和61年10月31日鹿児島県告示第1836号をもって設定）	令和2年11月1日から令和3年10月31日まで

## 鹿 児 島 県 告 示 第 933 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定する。

令和 2 年 10 月 23 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

名 称	区 域	存続期間
下甑東部休猟区（薩摩川内市）	薩摩川内市下甑町手打地内における手打湾の海岸線と長川左岸との交点を起点とし、同点から同川左岸を同川左岸と県道手打藪牟田港線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と薩摩川内市道手打片野浦線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道長浜手打港線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と薩摩川内市道片野浦青瀬線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道西部1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道長浜手打港線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と航空自衛隊下甑島分屯基地専用道路との交点方向へ進み同点に至り、同点から同道路を同道路と薩摩川内市道長浜内川内線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市下甑町民有林42林班・43林班・44林班と同民有林54林班・53林班・52林班・50林班の林班界との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林班界を同林班界と薩摩川内市下甑町と同市鹿島町の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線とにぎりが浦の海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同海岸線を尾山の鼻、長浜崎、瀬尾崎、津口鼻を経て起点方向に進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和2年11月1日から令和5年10月31日まで

## 鹿 児 島 県 告 示 第 934 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和 2 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
松ヶ迫特定 猟具使用禁 止区域	南さつま市坊津町坊地内における国道226号と南さつま市道中坊小泊線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と南さつま市道上中坊線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南さつま市道泊春日線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南さつま市道長野谷線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道226号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と南さつま市道龍巖寺線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道寺ヶ崎坊線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 2 年 11 月 1 日 から令和 12 年 10 月 31 日まで	銃器
高橋潟特定 猟具使用禁 止区域	南さつま市金峰町高橋地内における南さつま市道高橋草原町線と南さつま市道高橋宮崎線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と堀川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と万之瀬川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点と南さつま市金峰町と南さつま市加世田との境界線とを最短距離で結ぶ直線を同直線と同境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と万之瀬川河口との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点と万之瀬川右岸と海岸線との交点を結ぶ直線を同点方向へ進み同点に至り、同点から同海岸線を同海岸線と鹿児島森林管理署国有林77林班い1小班地内における国有林管理道の西端から北西方向へ進む直線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同直線を同管理道の西端方向へ進み同点に至り、同点から同管理道を同管理道と国有林と民有地との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と南さつま市道ウトラ線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南さつま市道志後道線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南さつま市道高橋上ノ山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南さつま市道高橋南線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南さつま市道高橋宮崎線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 2 年 11 月 1 日 から令和 12 年 10 月 31 日まで	銃器
川辺・清水 特定猟具使 用禁止区域	南九州市川辺町両添地内における国道225号と南九州市道平山古殿線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と南九州市道野間稲荷	令和 2 年 11 月 1 日 から令和	銃器

	町線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道松元川辺線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と南九州市道清水古殿線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南九州市道野崎清水線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と野崎川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と万之瀬川左岸の交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と国道225号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	12年10月 31日まで	
武本特定猟具使用禁止区域	出水市武本地内における出水市道宇都野々水ノ頭線と国道328号との交点を起点とし、同点から同国道を同国道と出水市農道広域農道9号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と出水市道宇都野々小原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道小原湯川内線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道小原武本橋線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市農道広域農道10号線との東側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と出水市道江川野丸塚線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道花立江川野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道大野原清水線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道出水高尾野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と県道西出水停車場線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と出水市道西ノ口上町線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道328号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と出水市道西ノ口2号線との北側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道小松線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道小松君名川線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道宇都野々水ノ頭線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 2 年 11月 1 日 から令和 12年10月 31日まで	銃器
内之尾特定猟具使用禁止区域	薩摩川内市入来町浦之名地内における国道328号と鹿児島市と薩摩川内市との境界線との交点を起点とし、同点から同境界線を鹿児島市、薩摩川内市入来町及び薩摩川内市樋脇町の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から薩	令和 2 年 11月 1 日 から令和 12年10月 31日まで	銃器

	<p>摩川内市入来町と薩摩川内市樋脇町との境界線を同境界線と岩下川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同河川を薩摩川内市道八重線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を薩摩川内市入来町浦之名地内における入来城山ゴルフ倶楽部の敷地との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を薩摩川内市入来町浦之名地内の国立大学法人鹿児島大学敷地との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を薩摩川内市入来町浦之名地内の入来城山ゴルフ倶楽部との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を薩摩川内市道内之尾 1 号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道と同市道と国道 328 号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>		
伊佐農場特定猟具使用禁止区域	<p>伊佐市大口小川内地区内における国有林内道路イ道と北薩森林管理署国有林 2022 林班ハ小班と同林班ナ小班との境界線との交点を起点とし、同点から伊佐市と出水市との境界線を出水市、同国有林 2025 林班及び同国有林 2026 林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同国有林 2025 林班と同国有林 2026 林班との境界線を同国有林 2025 林班ロ小班、同国有林 2026 林班エ小班及び同林班ホ小班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同林班エ小班と同林班ホ小班との境界線を同林班エ小班、同林班ホ小班及び民有地の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同林班ホ小班と民有地及び同林班チ小班の区域との境界線を同国有林 2025 林班と同国有林 2026 林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国有林 2025 林班ロ小班と同林班ワ小班との境界線を同林班と同国有林 2024 林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林班ロ小班と同林班ソ小班、タ小班及びカ小班の区域との境界線を同国有林 2023 林班と同国有林 2024 林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同国有林 2023 林班イ小班、同林班ヌ小班及び同国有林 2024 林班カ小班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同国有林 2023 林班イ小班と同林班ヌ小班との境界線を同境界線と同国有林 2022 林班と同国有林 2023 林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国有林 2022 林班ナ小班と同林班ハ小班との境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>	令和 2 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日まで	銃器
本城川特定猟具使用禁止区域	<p>垂水市新御堂地内における本城川右岸と垂水市道浜平大都線との交点を起点とし、同点から同市道と同市道と本城川左岸との交点方向に進</p>	令和 2 年 11 月 1 日から令和	銃器

	み同点に至り，同点から同川左岸を海岸線との交点方向に進み同点に至り，同点から同海岸線を垂水港防波堤先端部方向へ進み同先端部に至り，同先端部から同先端部と垂水市錦江町側の海岸線とを最短距離で結ぶ直線を同直線と同海岸線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同海岸線を同海岸線と同川右岸との交点方向へ進み同点に至り，同点から同川右岸を起点方向に進み起点に至る線によって囲まれた区域	12年10月 31日まで	
--	---	-----------------	--